

愛知県議政務調査費返還訴訟 控訴棄却

統一地方選挙中の2003年4月、政務調査にしか使えないはずの愛知県議員政務調査費が、全額使い切られていたのは不自然であると、名古屋市民オンブズマンが約4576万円の返還を請求していた住民訴訟で、名古屋高裁は2006年2月16日棄却の判決を下した。原告側は上告する予定。

議員の調研活動への使用は不可
判決の中で、「確かに、会派からその所属する議員個人へ支出・

分配された政務調査費が、会派の調査研究活動とは別個の、当該議員独自の調査研究活動等の費用としてして費消すれば、本件用途基準に反するものと言わざるを得ない」とし、札幌高裁平成16年10月20日判決と同様の厳しい条例解釈を行った。

用途以外への使用を立証せよ

しかし、会派は議員に調査を「包括的に委託」しており、その用途が「用途基準で定める用途以外の目的のために費消されたこと

を推認させる、一般的、外形的な事実の主張立証がされた場合に初めて、支出の違法性が推認されるというべきである。」と判示した。

厳しい条例解釈と整合は？

あまりにも「包括的に委託」の概念が抽象的で、せっかくの厳しい条例解釈と結論として矛盾することになっている。

あらためて、最高裁の判断を仰ぎたい。

これが名古屋市「塩漬け土地」の実態だ！

名古屋市に意見書を提出する前に、塩漬け土地の現場を調査してきました。



納屋橋南の土地

- ・面積: 811.09㎡(約245坪)
- ・1991-2003年に購入
- ・購入価格(当時): 約25億円
- ・金利: 約10億円
- ・合計約35億円で2004年度までに名古屋市が買い戻し完了(1坪当たり約1430万円)
- ・万博時オープンカフェに利用
- ・今後の見込み無し



裁判所南の土地

- ・面積: 354㎡(約107坪)
- ・1991年に東海銀行から購入
- ・購入価格(当時) 5億1330万円
- ・金利: 3億5624万円
- ・現在: 8億6954万円(05年3月)
- ・公園用地として利用する予定だが、今後の見込み無し



志段味 なごやサイエンスパーク

- ・塩漬け面積: 約32ヘクタール
- ・1988年～1998年度に取得
- ・購入価格(当時): 約254億円
- ・金利: 約107億円(05年3月)
- ・大学誘致を2013年度までに計画しているが、見通しは不透明

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ 2006年2月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
3	23	木	10:10	自民党名古屋市議団政調費訴訟	名古屋地裁民事9部
3	24	金		第10回情報公開度ランキング発表予定	

* 毎週火曜日午後6時半から例会・火曜会を弁護士法人リブレ(大津橋南100m東側、リブル6F)で開いています

◇ HP = www.ombnagoya.gr.jp/ ◇ e-mail adress = ombngy@hotmail.com



名古屋市民オンブズマンタイアップグループ機関誌
1995年10月25日第1号発行
事務局：名古屋市中区丸の内 3-6-19
ライオンズシティ久屋503号滝田法律事務所
tel:052-961-1600 fax:052-961-1615
ホットラインFAX：052-953-8050

指定管理者制度への対応は？ 県下全市指定管理者制度アンケート結果

愛知県市民オンブズ連絡会議は、愛知県と県内全市を対象に、指定管理者制度導入後の、公の施設管理に関する情報公開制度や適切な管理に対する方策についてアンケート調査をし、調査結果が2月14日にまとまりました。

詳細データは誌面に掲載しきれませんので、名古屋市民オンブズマンのホームページをご覧ください。

<http://www.ombnagoya.gr.jp/dekigoto/index.htm>

アンケートの意義

2003年地方自治法の改正により、公共施設の管理については従来の管理委託制度に代わり、指定管理者制度が創設され、経過措置期間が終了する2006年9月2日以降は、指定管理者制度の全面導入が必要とされています。

これにより、いままで自治体が外郭団体に管理委託していた施設

や自治体が直営していた施設を、自治体以外の民間団体が管理するようになります。

その場合に、指定管理者そのものが新たな利権とならないためには、情報公開を含む適切な管理が必要であるという観点から、今回の自治体アンケートを行いました。

情報の隠蔽をおそれる

特にこれまで外郭団体に情報公開されていたものが、民間企業やNPOが指定管理者になったために非公開になるとすれば問題です。

- ・指定管理者が保有する情報が公開されるか
- ・赤字になった場合、補助金が追加投入されるのか
- ・「丸投げ」禁止の規定があるか
- ・首長や議員の兼業禁止規定があるか
- ・担当課以外の指定管理者監督

の部署があるかなど、疑問は絶えません。

拙速ではないか

今回愛知県内の自治体にアンケートを送りましたが、自治体自身、国から指定管理者の導入を急がされせ、とまどいながら行っているという感があり、情報公開のことまで気が回っていないためか「検討中」と回答する例が多くありました。

証票類の公開は？

田原市と愛西市は指定管理者が保有する契約書や領収書を公開しないと回答してきました。

名古屋市など16市は検討中で、公開するのは、愛知県と岡崎市など14市にとどまりました。

集計結果はアンケートに回答頂いた自治体に送付致しました。指定管理者について今後も注目して行きたいとおもいます。

指定管理者が撤退 奈良の温泉宿泊施設

奈良の宿泊施設「野迫川温泉ホテルハイ・トラ(命洗湯の宿)」で2005年4月に3年間の契約で指定管理者制度を導入したのですが、2006年1月に業者が契約期限を待たずに撤退しました。

先ほど奈良県野迫川村 地域振興課の増谷様に電話をしたところ、「受託者の大新東(株)に赤字が出、今後黒字の見込みがないので、撤退させてほしいと村に申

し出があり、了承した」とのことでした。

現在は、昨年度まで同施設を運営していた(財)野迫川村観光開発公社が2006年2月1日から受託して運営しているとのことでした。

前述の増谷様に聞いたところ、指定管理者との契約書に違約金条項を設けておらず、撤退の際違約金を業者は払わなかったとの

ことです。

残念ながら、野迫川村には情報公開条例がなく、選定過程の情報や、契約書など開示請求ができないようです。

違約金条項を入れておらず、赤字なら企業が自由に撤退できるとなると、サービスがちゃんと続行されるか非常に不安です。

今後の契約書チェックのポイントだと思えます。(内田 隆)

塩漬け土地の適切な処理を求める意見書

2006年1月30日

名古屋市総務局行政経営室御中 (要約)

わたしたちは名古屋市の財政を脅かす、市土地開発公社の「塩漬け土地」問題に関心をもっていきます。

情報公開で開示された資料から、市財政のアキレス腱が塩漬け土地問題であること、特に「志段味のサイエンスパーク」「名古屋地裁執行部南の土地」「納屋橋南の土地」は、ずさんな見通しで利用見込みが立っていないことが問題の中心であることが分かりました。

利息が1年に約25億円(1日約700万円)にも及ぶ現状に、早急な対策(土地の処分、金利の減少)を求めます。

また新年度予算に、土地開発公社への利子補給・無利息貸付66億4千万円を盛っていることは、塩漬け土地問題を先延ばしするだけでなく、地方自治法違反の可能性もあり、撤回を求めます。

1. 塩漬け土地の適切な処理を求めます。

1-1. 保有土地を時価評価して含み損を明らかにし、市民に実態を説明すること。

不良資産である「塩漬け土地」問題を解決するには、まず実態を把握することが必要です。市土地開発公社の保有土地は、簿価が1736億円にも及び、ずさんな計画に基づいた土地購入のため、多くが不良資産となつて、市の財政を圧迫しています。

時価評価で実態を把握、含み損を明らかにして市民に説明し、透明性を確保すること。

1-2. 塩漬け土地の適切な処理を求めます。

(1). 志段味サイエンスパーク事業の抜本的見直しを求めます。

1987年に計画された「なごやサイエンスパーク」構想は、事業目処が立たないまま「塩漬け土地」になっています。Bゾーンを中心とした塩漬け土地は、2004年度末現在で約32ヘクタール、土地取得費約254億円、利息約107億円もの膨大なものであり、いずれ市が買い戻さなければならな

い「隠れ借金」で、市財政を圧迫している主要原因です。

担当課からも、2003年9月に「なごやサイエンスパーク事業の今後の整備方針」を作成したばかりなので、2013年度までに大学・研究機関等を整備方針に従って集積をするのみ、との回答しか得られません。

いわゆる「時のアセス」の観点から、全面見直しを迫られる時期であると思われます。課レベルではなく、市長のリーダーシップが必要不可欠なのですが、1月16日の記者会見で市長は「塩漬け用地が増えたのは国の施策の間違いが原因だ」と反省の色がありません。

サイエンスパーク事業は、これまでの「先端技術の研究・産業の拠点づくり」という呪縛を抜け、効率的な土地活用を検討すべきです。

(2)名古屋地裁執行部南の土地の購入経緯について調査を求めます。

1991年3月に、土地開発公社が東海銀行から名古屋市中区三の丸一丁目18-1に354㎡の土地を5億1330万円で購入しました。しかし、購入以後利用されることなく、2004年度末には利息が3億5624万円つきました。名城公園から離れていて、名古屋市の事業のために必要だったかが疑問です。担当者は「都市計画公園の区域内のため、都市公園を設置したい」(緑政土木局緑地施設課)とのことですが、飛び地であることと、十分な面積がないこと、歩道があることなどから、公園にはなり得ません。駐車場として活用することすら困難です。どのような目的で土地を購入したのか、今後どのようにする予定なのか明らかにすること。

(3)納屋橋南の土地の今後の計画を立てることを。

納屋橋南の堀川左岸沿い(名古屋市中区栄一丁目102~10

7)811.09㎡に、1991年以降塩漬けであった場所がありました。

公社購入時の価格は約25億円で、十数年間で利息が約10億円、合計約35億円で2004年度までに市が大部分を買い戻しました。2005年には市が愛知万博中はオープンカフェとして利用していたが、現在フェンスで立ち入ることが出来ません。今後の活用法は「今年度中に暫定整備を行い、来年度に将来の活用に向けて本格的整備を行う」(緑政土木局堀川総合整備室)と白紙状態です。

1-3. 塩漬け土地の金利を下げるため、金利入札を求めます。

過去17年間で金利の累積により上志段味・中志段味地区の価格が80億円も増加しました。土地開発公社が金融機関から借りる金利は、札幌市などが入札を行い、既存の金利より遙かに安くなっています。

市土地開発公社に金利入札の実施を求めます。

2. 利子補給・無利息貸付の新年度予算の撤回を求めます。

市は新年度予算に「塩漬け土地」対策として、土地開発公社に利子補給約22億4千万円、無利息貸付に約44億円を盛り込んでいるといっています。

利子補給は帳簿価格の上昇を抑えることになり、赤字を見えにくくする「粉飾決算」です。

「無利息貸付」は土地開発公社の新規土地取得に際し、市が公社に無利息で資金を貸し出すとのこと。

「市会の議決を経ず土地開発公社が先行取得出来る」制度が塩付け土地を生み出したのです。

先行取得をすすめ、塩付け土地を無制限に広げ問題を悪化させる土地開発公社に対しての利子補給・無利息貸付に関する予算の撤回を求めます。

国の天下り 2.2万人と衆院調査 しかし詳細は知ること不可能

06/2/15の中日新聞・東京新聞1面、06/2/16の朝日新聞1面等に、国家公務員天下りの記事が掲載されていました。

天下りの実態

3987法人に22,093人の天下り、5兆5400億円の補助金が出ているといっています。これは国の一般会計の6.7%にあたります。これまで人事院のいわゆる天下り白書や、総務省の公益法人白書がありましたが、それら調査で漏れていた部分や総計が初めて明らかになりました。

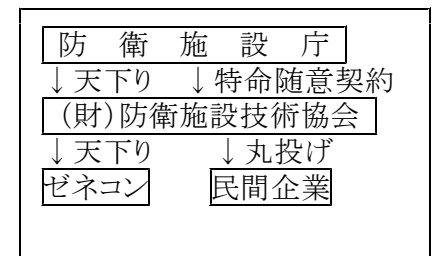
公益法人 天下りだけでなく 「丸投げ」の調査が必要だ

防衛施設庁の官製談合問題で、小泉首相は06/2/7の衆院予算委員会で「天下りと談合事件は全く無関係と言えない」とし、各省庁からの天下り先企業の実態について資料を提出する意向を示しました。

天下りが談合の元凶であることは疑いないことですが、天下りとセットで業務の「特命随意契約」がされていることを見逃してはいけません。

財団法人に「特命随意契約」された業務が民間企業に「丸投げ」されている状況をまず調査することなしでは、問題を真に解決することはありません。

今回の防衛施設庁での構図は以下です。



予備的調査制度

今回の調査は、衆議院の「予備的調査制度」に基づき、衆議院調査局が行いました。

元資料にあたりたいと思い、衆議院調査局総務課に問い合わせてみましたが、「資料は冊子900ページになり、衆議院に行けば閲覧は可能で、必要な部分の写しは取ることができるが、全ての写しを渡すことはできません」とのことでした。

冊子は衆議院内閣委員会のメンバーと、2005年10月に提出した要請書の提出者(民主党

松本剛明 外42名)に配布した、ということでした。国には資料を配付していないとのこと。国会への情報公開請求制度がない以上、一般市民は調査結果を入手することが不可能です。

詳細は闇の中

税金を使って調査した貴重な資料が、埋もれてしまっている現実があります。国会にも情報公開法が必要だと思いますし、せめて予備的調査制度に基づく調査については、インターネット上などで公表することを望みます。

(内田 隆)

「特命随意契約」とは、特定の1団体としか随意契約を行わないというもので、履行可能な者が特定の者に限られるなど一定の理由がある場合にしか認められません。

しかし、調査委託について防衛施設庁は(財)防衛施設技術協会に3年間で56件、総額5億4000万円の特命随意契約を行っていたのですが、その財団法人が独自で調査したのは1件に過ぎません。他はすべて民間のコンサルに丸投げしていたのです。

財団法人は丸投げにより「さや抜き」して最大78%もの粗利益をあげ、それが天下りしたOBの給料の原資となっていました。

このような構図(財団法人に天下り・特命随意契約→再天下り・丸投げ)は防衛施設庁に限らず、全省庁に見られます。しかしながら、財団法人は情報公開をほとんどしないため、丸投げ状況は闇の中です。今後、丸投げ状況を追及する必要があります。

(内田 隆)